褒　賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十二月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

蓑輪　豊子	岡崎トミコ
井口　賢明	井上　澄代
山口　修	廣瀬　一郎
関口　宇一	佐藤　堅孝

褒章条例第二条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十二月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

福田　靖子	石黒喜久子
野上和加博	安田サカ子
望月　正子	

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十二月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　博	月澤　泰信
蟻川　造雄	志村　キミ
三村　義雄	木村　嘉平
豊島　半七	

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十二月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

徳本　道雄	

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十二月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

大昭建設株式会社	
株式会社川崎フロンターレ	
長岡建設株式会社	
日本畜産興業株式会社	
株式会社ＫＹコーポレーション	
財団法人藤野育英会	

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

認証官任命式

一月六日午前十一時四十分、宮中において、検事長三浦正晴及び最高裁判所判事横田尤孝の認証官任命式が行われた。

官庁報告

文　教

日本学士院会員候補者の推薦について

日本学士院は、日本学士院会員選定規則第２条の規定により、平成21年12月14日開催の第1034回総会において、下記により日本学士院会員の補充を行うことを決定しました。したがって会員候補者を推薦される場合には、選定規則（抄録）を参照の上、必要書類（正副２通、Ａ４判）を取り揃え、期間内に本院に御提出ください。

平成 22 年１月８日　　日本学士院長　久保　正彰

記

１．各部、各分科において補充すべき会員の数

第１部（人文科学部門）
- 第１分科（文学・史学・哲学）　３名以内
- 第２分科（法律学・政治学）　２名以内
- 第３分科（経済学・商学）　３名以内

第２部（自然科学部門）
- 第４分科（理学）　４名以内
- 第５分科（工学）　４名以内
- 第７分科（医学・薬学・歯学）　１名以内

計　17名以内

２．書類の提出期間　平成22年１月12日から３月１日まで（消印有効）

３．書類の送付先　〒110―0007　東京都台東区上野公園７―32　日本学士院

４．必要書類
- ⑴　推薦書（別記様式）
- ⑵　履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）
- ⑶　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）
- ⑷　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

５．その他

日本学士院ホームページ　http://www.japan-acad.go.jp/

別記様式

日本学士院会員候補者推薦書

１．被推薦者氏　　名
１．本　　籍　都道府県名のみ記す。
１．住　　所　〒
１．生年月日
１．現職（若しくは最終の職）
１．専攻学科目
１．所属すべき分科の指定

右何　某　氏を学術上功績顕著な科学者と認め日本学士院会員候補者に推薦します。

平成　　年　　月　　日

（推薦者が学術団体である場合）

推薦者
学術団体名及び所在地
右代表者
氏名　　自署（団体における地位、役名等頭書）
住所

日本学士院長　久保　正彰　殿

（推薦者が日本学士院会員である場合）

推薦者
日本学士院会員（第〇部第〇分科所属）
氏名　　自署
住所

日本学士院長　久保　正彰　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推薦者
日本学術会議会員（第〇部所属）
氏名　　自署
住所

日本学士院長　久保　正彰　殿